

今年もありがとうございました



早いもので、2025年ももう年末となりました。今年の個人的な目標であるダイエットですが、それなりに運動をした結果5キロくらいは落ちましたので、来年も引き続き頑張っ参りたいと思っています。事務所としては、AI等のICT導入による業務効率化を目標としていました。最近のAIの発達は凄まじく、なかなか対応が難しいところもありますが、こちらも引き続き進めて行くこととしております。今年も大変お世話になりました。来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

(孝志洋)

年末調整のご案内

年の終わりのもう一仕事！

年末調整の際には下記①②③の書類をご準備ください。

また、今回の年末調整では所得税の基礎控除・給与所得控除の引き上げや、扶養親族等の所得要件の改正など、変更点が多数ありますのでご注意ください。

改正あり

①扶養控除等(異動)申告書(令和8年分)

扶養親族は、本人と生計を一にしており、合計所得が58万円以下(改正前48万円)の方をいいます。合計所得が58万円以下とは、給与所得だけなら収入が123万円以下(改正前103万円)(ただし、事業専従者給与をもらっている方は、扶養親族から除かれます)、公的年金だけなら168万円以下(改正前158万円)(ただし65才未満の方は118万円以下(改正前108万円))をいいます。その扶養親族等の方が給与収入のみを得ている場合であり、給与以外の収入がある場合には、その収入が合計所得金額に含まれるかどうかを個別に確認し、扶養親族等の所得要件を満たすかどうかを判断する必要があります。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の結婚、離婚、就職等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署からは是正するよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

ひとり親である納税者は一定の所得控除を受けることができます。未婚で生計を一にする子があり、合計所得金額が500万円以下であれば控除を受けることができますので該当箇所に記入漏れのないようにしてください。

②給与所得者の保険料控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、ご注意ください。

<添付書類> ※すべて本人が支払ったもののみ該当

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が支払った家族分も控除できます。
※扶養の有無を問いません

改正あり

③給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

■基礎控除申告書

●給与所得控除

給与の収入金額が190万円以下の場合、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

●基礎控除

所得者の合計所得金額が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から58万円～95万円(改正前48万円)を控除するものです。また、この申告書を提出しなければ基礎控除を受けることができませんのでご注意ください。

■給与所得者の配偶者控除等申告書

●配偶者控除等申告書

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには①扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、この申告書を給与支払者に提出する必要があります。

所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできません。

配偶者特別控除の対象となる配偶者は、年間の合計所得金額が58万円超133万円以下(改正前48万円超133万円以下)でなければなりません。

裏面へつづく ▶

■ 給与所得者の特定親族特別控除申告書

令和7年12月1日施行の法改正により、特定親族特別控除が創設されました。

特定親族特別控除とは、所得者が特定親族を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から、その特定親族1人につき63万円を限度として、特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。なお、親族の合計所得金額が58万円以下であるとき又は123万円を超えるときは、特定親族特別控除の適用は受けられません。

特定親族とは、所得者と生計を一にする、19歳以上23歳未満(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人)の親族であり、配偶者及び青色事業専従者等を除きます。

■ 所得金額調整控除申告書

今年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

(1) 適用対象者

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)}×10%＝控除額(1円未満端数切上)

※特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

(ア) 今年入社の方 → 前職の会社から発行される本年分の源泉徴収票

(イ) 住宅借入金等特別控除がある方(2年目以降) → 年末借入金残高証明書(銀行等)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

変更点

◎年末残高調書を用いた方式(調書方式)による住宅借入金等特別控除

令和7年分の年末調整からは、調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける人(調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した人)がいます。

調書方式の場合、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書等)に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付は不要です。

令和7年分年末調整では基礎控除額、給与所得控除の改定に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されましたのでご注意ください。

(薩摩)



ご質問等ございましたら、弊社にお尋ね下さい。

資産税係 おしどり贈与について

おしどり贈与とは、贈与税の配偶者控除という特例の通称です。

婚姻期間が20年以上の夫婦が、居住用不動産もしくはそれを取得するための金銭の贈与が行われた場合に、最高2,000万円まで控除できます。贈与税の基礎控除110万円と合わせて、贈与財産計2,110万円を差し引いて税額を計算することになります。

<おしどり贈与のための要件>

- ① 夫婦の婚姻関係が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと
- ② 贈与された財産が居住用不動産、またはその取得資金であること
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に住んでおり、その後も住み続ける見込みがあること

<おしどり贈与のメリット>

- ① 相続の直前の贈与であっても相続財産を減らすことができる(生前贈与加算の対象外となる)
- ② おしどり贈与で持ち分を夫婦で半々(土地・家屋とも)にしておくことで、将来売却した時に、居住用家屋の特別控除3千万円が2人分使える可能性がある。
- ③ 相続でもめても、配偶者が家に住み続けられる。

<おしどり贈与のデメリット>

- ① 不動産取得税、登録免許税等のコストがかかる。
- ② おしどり贈与をしなくても「配偶者の税額軽減」で相続税はかからない可能性がある。
- ③ おしどり贈与を受けた人が先に亡くなる可能性がある。

おしどり贈与は、同一の配偶者間で1回しか使えません。コストがかかること、配偶者には相続税の特例があることを考えると、おしどり贈与で効果が得られる人はある一定以上の財産を持つ人に限られます。相続税の試算、二次相続の試算、コストの計算などが必要となりますので、贈与を実行する前に、当社にご相談ください。

(坂田)



さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。

楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたらいいね!ボタンも積極的に押してくださいね♪

よろしくお願いいたします!



<https://www.facebook.com/skr39.tax/>



社会保険 19歳以上23歳未満の被扶養者認定要件変更

被扶養者認定における年間収入要件の変更

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取扱いが変わります。

19歳以上23歳未満の年間収入要件が「150万円未満」に

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける者が19歳以上23歳未満の場合は、現行の要件である「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変更になります。「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

年齢要件(19歳以上23歳未満)は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定されます。

日本年金機構のQ&Aでは、以下のようなことが示されています。

- あくまで年齢によって判断され、学生であることの要件は求めない。
- 年間収入が150万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定される。具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなる。
- 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定する。

同内容は従業員への周知も必要になりますので、よく確認しておきましょう。

(吉田)

リスマネ委員会 自動車に関する保険(車両保険)

自動車に関する保険(車両保険)は、自分の車が事故や災害などで損害を受けた場合に、その修理費用や買い替え費用などを補償する保険です。具体的には、衝突や接触事故、盗難、いたずら、火災、台風や洪水などの自然災害による損害が対象となります。

特徴は以下の通りです。

- 一般的に「一般型」と「限定型(エコノミー型)」の2種類があり、補償範囲が異なる
- 事故相手がいない自損事故や当て逃げ、自然災害による損害も補償される場合もある
- 地震や噴火、津波などの損害は基本的に補償対象外だが、オプションで補償をつけられることがある
- 保険金支払い時には契約時に設定した保険金額と自己負担額(免責額)を基に支払われる
- 自分の車を日常的に使う人や車のローンが残っている人に特に必要性が高い
- 車両保険を使うと損するケースがあり、小さな損害の場合は保険料増額リスクとのバランスを見て使うかどうかを判断するのが得策



車両保険は自分の車に対する損害補償を目的とした保険であり、交通事故のみならず盗難や自然災害など幅広い損害に対応できるのが基本です。加入時は補償範囲や免責額をよく確認し、自分の車の使用状況や経済的リスクに合わせて選ぶことが重要です。

(さくらビジネス)

12月の社会保険労務

■ 1月5日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 社労士の日(12月2日)

12月の税務

■ 12月10日

1. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付

■ 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

2. 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先・・・給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

■ 本年最後の給与の支払をするとき

3. 給与所得の年末調整

■ 翌年1月5日

4. 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

5. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9. 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■ 12月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付



新入職員紹介

初めまして。10月1日からさくら税理士法人に中途入社いたしました、森口 潤(みつる)と申します。

名前が当て字で読み方が珍しいですがよろしくお願いいたします。

前々職では銀行で融資や保険、投資信託などの営業、前職では車のエンジンオイルなどの営業をしていました。

趣味は、小学3年～大学4年まで続けた野球と筋トレ、ゴルフです。最近はゴルフに行けていないので、練習してラウンドを回りたいなと思っています。また体を動かすことが好きなので、まだ経験していないスポーツなどにもどんどんチャレンジしていきたいと思っています。

至らぬ点が多くご迷惑をおかけしてしまうことがあるかもしれませんが、1日でも早く皆様に貢献できるよう努めてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



森口 潤



鵜沢 佳美

10月1日より、さくら税理士法人に入所いたしました、鵜沢佳美と申します。

生まれも育ちも徳島市内ですが、短大の2年間で2015年から今年までの10年間大阪で過ごし、この度こちらの会社とのご縁をいただきリターンして参りました。

徳島のご飯は美味しいですし、海や山が近い環境も好きですので、徳島での生活をとても楽しみに帰ってきました。車で街中を走っているととても懐かしくもあるし、変化も激しいのであったはずのお店が無くなっていたりするととてもさみしく感じている今日この頃です。

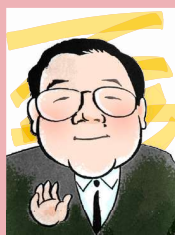
一般事務として働いていた期間が長く、今まで経験してきた分野ではない為至らない点が多々あるかとは思いますが、皆様の手足となりサポートできるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めまして。10月1日よりさくら税理士法人にパート社員として入社しました、川人美香と申します。私には小学校4年と3年の子供がいます。2人とも小学校1年よりサッカーをはじめ、毎日練習の送迎や週末の試合観戦に忙しいですが、今の私の楽しみになっております。また、一人の時間があれば滝を見て癒されたり、神社やお寺巡りなどにも行くのが好きなので、色々としらべをしながら息抜きをしております。カフェも好きなので、家族や友達と美味しいもの巡りもしています。

未経験分野での仕事に色々ご迷惑をおかけするかと思いますが、一日でも早く業務を覚え精一杯頑張りますのでよろしくお願いいたします。



川人 美香



中国西安紀行－青龍寺(空海ゆかりの寺)!!

582年創建。804年弘法大師空海はこうぼうだいしゅうかい大僧正だいそうじょう恵果けいこから密教の奥義を伝授された。その後、廃寺となり、姿を消したが1982年以降発掘復興した。日本からの寄贈により記念碑等きんねいとうを建立。四国88箇所のごんりゅう霊場れいじょうのぜろばん霊山れいざんと名付けられた。8月11日に訪問。熱心な信者だった祖母を想い、納経帳のうきやうちょうを購入。帰国後1番から5番まで参拝した。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181